

提出書類

1. 「変更届出書」（各年度分）

過去にさかのぼって複数年度変更する場合は、各年度の変更届出書が必要です。

2. 変更後の届出書 ※変更が生じた届出書本紙、別紙のみでも受付可

変更届出書

届出日（送付の場合は送付日）を記入。

2022年 4月 1日

経済産業大臣（大阪市長）殿

届出書に記載の大臣を記入

〒559-0034

届出日時点の情報を記入

届出者住所大阪府大阪市住之江区南港北2丁目1-10

ふりがなを記入
（ゴム印使用時に注意）

届出者名称大阪環境守株式会社

（ふりがな） だいひょうとりしまりやくしゃちょう かんきょう たろう

代表者役職及び氏名代表取締役社長 環境 太郎

2020年12月より押印は不要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（昭和56年法律第123号）第2項の規定による届出について、以下のとおり変更しましたので、変更後の届出書を別添のとおりに再提出いたします。

複数年度の変更する場合は、各年度の変更届出書が必要です。単一年度のみ記入。
○2020年度把握分
×2019～2020年度把握分

「変更届出書」届出日時点ではなく、元の届出書に記載した事業所の名称を記入。

数値の変更は、変更前の値と変更後の値を必ず記入。

事業所の名称	第一工場	
把握年度	2020年度把握分	
変更の内容	例 ① トルエンの削除 ② キシレンの追加 ③ ベンゼンのイ大気への排出量を0から230に変更。 ④ ニッケル化合物の口当該事業所の外への移動量を1000から220に変更 ⑤ ニッケル化合物の口当該事業所の外への移動量を300から0に変更 ⑥ 事業所において常時使用される従業員の数の変更 48→40人	
変更の理由	例 ① 原料中の含有率を誤っており、再計算したところ取扱量が届出要件（1000kg）未満であることが判明したため。 ② 取扱量が届出要件（1000kg）以上のため。 ③ 誤記入のため。 ④ 汚泥の総重量を記載し、ニッケルの含有率を考慮していなかったため。 ⑤ 有価売却をしていたため。 ⑥ 把握対象年度4月1日時点の事業所の従業員数ではなく、提出日時点の従業員数を記載していたため。	
担当者 （問い合わせ先）	部署	南港工場環境安全部管理第一係
	（ふりがな）	かがく はなこ
	氏名	化学 花子
	電話番号	06-6615-7988

以下は記載しないこと。

変更届出の受理日	年 月 日
整理番号	

※令和4年度においては、2016年度把握分までさかのぼって届出値の変更（修正）をしていただくことが可能です。